

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(選考方法)</p> <p>第3条 前条の表彰を受ける者の選考は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の職員については、当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(選考方法)</p> <p>第3条 前条の表彰を受ける者の選考は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の職員については、当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。